

農薬による健康被害(2)

日本人の神経難病の激増

パーキンソン病をはじめとした数十もある神経難病が右の図に見られるように日本人に激増している。パーキンソン病はよく知られているように、運動機能が衰え、手足の震え、筋肉の硬化が起きて寝たきりになる患者が多く、日本では1980年から2010年の間に、国の特定疾患医療受給者証の交付を受けているパーキンソン病関連疾患の患者は、7,820人から106,637人と30年で13.6倍に増加している。

前述したように、有機リン系農薬やネオニコチノイド系農薬は、そもそも昆虫の神経系にダメージを与える目的で開発されており、正常な神経伝達を狂わせる。想定外とはいえ、それら神経毒性のある農薬が人にも影響し始めた可能性はないのだろうか。ネオニコチノイド系農薬のターゲットである神経伝達物質アセチルコリン受容体は、昆虫では中枢神経により多く存在するが、人間では筋肉や末梢神経により多く存在している。

また、最近激増している筋疾患、重症筋無力症(患者数：1999年13,785人、2010年17,314人)は、筋肉の神経伝達の異常でもある。アセチルコリンの筋肉側における受け皿であるニコチン性アセチルコリン受容体に抗アセチルコリン受容体抗体が結合し、アセチルコリンによる神経・筋伝達が阻害されるためにおこる難病である。この受容体に結合し、神経伝達を阻害するネオニコチノイド系農薬のさらなる使用増加が、これらの病気に影響する可能性も無視できなくなったのではないだろうか。世界でも有数の農薬使用国の日本で、農薬の慢性的人体影響、とくに神経に与える影響に目を向ける必要性がでてきたといえる。

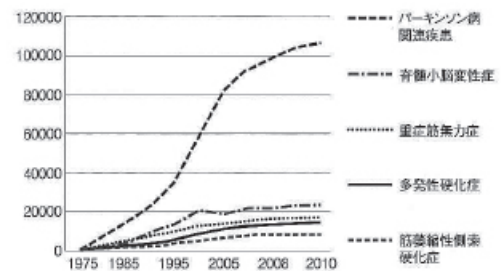


図3 神経難病
特定疾患医療受給者交付件数推移

ネオニコチノイド系農薬の残留基準緩和の動き

2013年末、欧州食品安全機関はネオニコチノイド農薬が子どもの脳の発達に悪影響を与える恐れを警告し、フランスのル・モンド、イギリスのガーディアン他、欧米の主要メディアがこの問題を報じた。しかし、それとは逆に日本では、野菜や果物のネオニコチノイド系農薬の残留基準の大幅緩和案が示され、それに対し2014年春、多くの市民団体が子どもを守るために基準緩和中止を求めて声をあげた。

現在でも日本の農作物へのこの農薬の残留基準値は欧米に比べて3～300倍も緩く、新しい残留基準緩和案とは、例えば、ほうれん草のクロチアニジン(ネオニコチノイド農薬の1成分)の基準を、これまでの3ppmから40ppmに変更するものである。この値は子どもが40グラム摂取するだけでEUの急性参照用量ARfD注1を超える値との指摘があがっていた。

市民の異例ともいえる抗議を受けて、厚生労働省は今年3月残留基準緩和を一時凍結した。日本の子どもの脳神経発達を守るためにも、日本でもEUのように予防原則を適用し、危険な農薬の早期規制が望まれる。

注1) 急性参照用量 (ARfD) とは人の24時間以内の経口摂取により健康に悪影響を示さないと推定される一日摂取量

(月刊保団連2014.No.1166号 水野玲子氏報告より)

アセタミプリドMRL	リンゴ	オレンジ	イチゴ	茶葉
国内基準 (ppm)	2	2	2	30
US基準 (ppm)	1.2	1	1	5
EU基準 (ppm)	0.1	0.1	0.1	0.1
国内基準 (ppm)	3	2	5	30
US基準 (ppm)	0.6	1.2	0.2	0.1
EU基準 (ppm)	0.01	0.2	0.01	0.1

国内産果物を1日合計1kg摂取した時のアセタミプリド摂取量 = 0.1mg/Kg = ARfD
 実際の検出例: 茶葉 → 10-20ppm
 リンゴはEUに比べて20倍、お茶は300倍!